

平成19年1月

逗子市教育委員会定例会

平成19年1月18日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成19年1月18日逗子市教育委員会1月定例会を逗子市役所4階第2委員会室に招集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	吉 崎 久 治
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	新 明 武
教 育 部 担 当 部 長	森 本 博 和
(文化・教育ゾーン担当)	
教 育 部 次 長	嶋 六 三
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 総 務 課 長	草 柳 清
学 校 教 育 課 長	倉 地 正 行
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	金 沢 聖
学 校 教 育 課 副 主 幹	関 忠 子
生 涯 学 習 課 長	矢 島 茂 生
生 涯 学 習 課 主 幹	竹 内 敏 春
(文化財保護担当)	
体 育 課 長	石 井 義 雄
兼 体 育 館 長	
教 育 研 究 所 長	佐 藤 真 澄
文 化 プ ラ ザ ホ ー ル 主 幹	小 俣 雄 司
((仮称)生涯学習棟担当)	

事務局

教育総務課課長補佐 永島重昭

教育総務課副主幹
館 兼 好

庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 2 時 0 9 分

閉会時刻 午後 2 時 5 5 分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、吉委員

小島委員長

では、会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたしますが、傍聴に際しては、入り口に掲示されておりました注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年逗子市教育委員会1月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。会議日程はお手元に配付したとおりでございますが、会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、吉委員、お2人をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

日程第1「11月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「11月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、異議がないようですので、11月定例会会議録は承認をいたします。

吉委員、村松委員、会議録に御署名をお願いします。

日程第2「教育長報告事項」

小島委員長

続きまして、日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長、お願いいたします。

村上教育長

報告させていただきます。今週16日の火曜日に今年度逗子市の第4回の初任者研修の授業研究が久木中学校において行われました。委員さんの御都合のつく方にもお出でいただきまして、ありがとうございます。本年度新採用は小学校8名、中学校2名の合計10名おります。団塊の世代の退職と勸奨退職者の増加で、来年度も多数の採用を予定しております。

新採用の授業は、昨年度まで非常勤教員として市内の学校で勤めておったものですので、学習内容に作業を入れたりなど、経験のあるということで、子供たちの集中度、理解度も高く、教師も落ち着いて授業に取り組んでおりました。来年度は新採用が1校当たり数名と予想されることから、以前のように教育委員会だけの研修制度の限界につきまして、学校ごとに新採用の指導組織を立ち上げて、これまで以上に現場で指導していただき、また学校教育とも連携をとった中で育成をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、会議報告ですが、1つ、湘三管内の教育長会議が10日に秩父宮記念体育館で開かれました。内容といたしましては、管理職の人事、教職員の人事、それから学校の第三者評価制度、それから指導力不足の対応、4つの議題について協議いたしました。管理職人事につきましては、校長・教頭・総括教諭の定年及び勤奨退職が大変多くなっているということ。については、管理職の不足ということも真剣に考えないといけないということがございました。

人事関係については、教員の人事評価で、いよいよ教諭職にも査定昇給が導入されるという新しい情報が入りました。管理職については平成16年の6月から既に行っておりますけれども、一般教員については平成21年の1月1日から、一般教諭の特別職勤務手当の支給も平成20年6月から導入されます。教諭の査定給をどういう形で査定していくのかということが今後難しい課題かなというふうに解釈しております。

最後に、指導力不足教員の判定につきまして、前回は指導力不足教員の情報についてお話ししましたが、このたび市町村の取り組みを県同様に推進するために、県教委が指導力の判定会の設置要綱、対応の設置、取り扱い要綱等のモデル案を示して通知がまいりました。今後これらを参考に、本市独自の要綱づくりに努めなければいけない。専門性・中立性・透明性を重視した指導力不足教員の対応の仕組みづくりを私ども整備するとともに、指導力の向上を図るような職場環境づくりに学校ともども努めてまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして私の報告にかえます。

小島委員長

ありがとうございました。では、教育部長。

新明教育部長

それでは、引き続きまして第54回逗子市内一周駅伝競争大会について御報告させていただきます。

第54回逗子市内一周駅伝競争大会につきましては、平成19年1月14日(日曜日)午

前9時より第一運動公園テニス側駐車場前をスタート地点として、第一運動公園内プール管理棟前をゴール地点として、市内ほぼ全域にわたる6区間、27.1キロメートルをコースとして開催されました。参加チームは、第1部地域対抗14チーム、第2部団体対抗16チームでありまして、第1部地域対抗におきましては、第1位には池子Aが1時間32分58秒をもって優勝したほか、第2位には沼間Aが1時間34分3秒をもって、第3位には久木Aが1時間36分47秒をもって入賞いたしました。また、第2部団体対抗におきましては、第1位には逗子開成Aが1時間32分51秒をもって優勝したほか、第2位には逗子開成Bが1時間38分56秒をもって、第3位には逗子消防署が1時間39分5秒をもってそれぞれ入賞いたしましたところでございます。当日御出席いただきました委員におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。この場をおかりいたしまして、改めてお礼申し上げて、以上御報告とさせていただきます。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。では、本件に関して御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

先ほど教育長の方からあった教員の人事評価、人事査定、いろいろと逗子独自のものをつくる予定ですか、全体を参考にしながらやっていくのですか。

村上教育長

人事評価につきましては、既に県の方から示されておりますので、既に本年度、3年目を迎えております。これに沿った形で今後実施していくということです。

村松委員

今のやつをそのまま踏襲してやっていると。新たにつくるという。

村上教育長

ということはないです。

村松委員

わかりました。

五十嵐委員

教員の人事評価の場合、評価者は誰でしょうか。教えていただければ。

村上教育長

評価者につきましては、職種によって求められるものがあるわけですが、校長の人事評価は教育委員会で行います。そして、教頭も行います。教員については教頭職と校長職となっ

ております。

小島委員長

よろしいですか、ほかに。

五十嵐委員

評価と査定が県と同じ形になると考えられると思うんですけども、その辺、フィードバックみたいな部分は、一般企業よりも、むしろ丁寧にやっていかなければならないのかなとも思うんですが、そういうところでの何か情報はありますか。評価するだけでなく、それが直接金額に結びつくだけでなく、やはり育てていくという方向で人事考課、業務人事評価は有効な手段だなと思うんですけども、一般企業と違った部分というか、より丁寧にやっていかなければならない部分なのかなというふうに思うんですけども。もし何か情報がなければ、そういう方向で取り組んでいただきたいなというふうに思います。意見として。

村松委員

もう一ついいですか。この間、教育再生会議なんか出てましたけれど、評価制度はこういうふうにして。まだこれももちろん決定しているわけじゃないんだけどね。保護者とか横の評価も、生徒の評価とかいったものを取り入れた評価制度の導入を検討しているという情報が入っていますよね。今、神奈川県でやっているのは、そういった意味では上の評価、校長・教頭は教育委員会で、一般の先生方は校長と教頭ということなんですが、中身が変わってくるおそれはあると思うんですが、それについてどう対応していくのか。

村上教育長

委員さんのお話としては2つ入っていると思います。人事評価につきましては、目標管理に基づく人事評価ということで、4～5年かけて神奈川県はやってきておりますので、そのでき上がったときには既に人事の給与査定も含めた中での策定ということで導入してまいりました。今、再生会議で論議されているのは、どちらかという学校評価の問題だと思います。人事評価については、神奈川県がそれによって今後人事評価をまた変えたりという必要性というものはございません。学校評価につきましては、第三者評価とか外部評価とか、子供による評価という、さまざまな視点から評価をしていこうという動きがございます。また、それは一つ一つ性格がちょっと違うところもあって、説明しなければいけないかなと思っております。

先般お話しした学校における第三者評価というのは、文部科学省が今年度から全国で124校、研究委託で実施しております。神奈川県は1校、横須賀市の大塚台小学校で実施して

おります。これについては、埼玉県より横須賀市のこの学校に外部、第三者評価として、評価者としてまいっております。横須賀市は宮崎市へ評価者として行っております。そういう形の第三者評価ということで実施しております。私どもは年度当初、市内の校長さんに実施を義務づけたのは、みずからの学校評価、それもマニフェスト風で数値にかえられるものは数値にかえるということと、保護者とか評議員とか、外部の方からの評価もさまざまな角度からのモニタリングのもとに評価を受けて学校開示に当たってくださいということで、第三者評価の実施はまだしておりません。外部評価を中心と、みずからの評価を保護者、市民に開示しております。そういうことで実施しておりますので、評価の公表はかなり広がってきております。それについても文部科学省の今の調査結果がどういうふうに現場においてくるか。来年あたりは研究委託校がさらにふえますので、湘三管内でも何校お願いしますとか、くる可能性というのは十分ございます。そういうことを含みながらも、きちっとした評価を受け、学校がみずからの改善に当たるということを目標にしながら導入したいと考えております。

五十嵐委員

第三者評価についてですが、私は社会福祉施設の方の第三者評価の委員をしておりまして、外部評価に行く立場にあるわけなんですけど、点取りになってしまっただけでは本当にもったいない制度ですから、人事考課、人事評価にしても、第三者評価にしても、気づきをいかに素直に真摯に受けとめて次の改善につなげていけるかというところに大切なところがあるんじゃないかなと思いますので、評価に行ってみたり、評価が自分で受けたりとか、経験に基づいてということですけども、その辺のところをうまく学校の皆さんにも伝えていただければなというふうに思います。

小島委員長

ほかによろしいですか。

特にないようですので、本件教育長報告事項については終わらせていただきます。

日程第3「報告第1号教育委員会職員の人事について」

小島委員長

続きまして、日程第3「報告第1号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

草柳教育総務課長

それでは、報告第1号教育委員会職員の人事につきまして御報告を申し上げます。

平成19年1月1日付けをもちまして実施いたしました教育委員会職員の人事につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づきまして、別紙のとおり専決いたしましたものでございます。同条第2項の規定に基づきまして、本日御報告を申し上げます。

今回の人事につきましては、別紙のとおり2名の昇格者がございましたので、昇格発令を行ったものであります。以上で報告を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますか。

よろしいですね。では、教育委員会職員の人事について終わらせていただきます。

日程第4「旧脇村邸の文化財指定について」

小島委員長

続きまして、日程第4「旧脇村邸の文化財指定について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

それでは、旧脇村邸の文化財指定について御説明いたします。旧脇村邸につきましては、当初図書館分館機能を持った施設として整備していくとの方針で取得推進を図っておりましたが、その後、取得及び整備にかかる経費が膨大なことから、平成17年6月に国土交通省の都市計画の手法を使った公園整備の補助金を受け、整備していくことで方針決定がなされて、整備推進に向け検討を重ねてまいりました。

このような中で、前市長より12月20日付けをもちまして別紙のとおり旧脇村邸の文化財指定についてという依頼が教育委員会あてに提出されました。この要旨につきましては、旧脇村邸を平成19年6月末までに市の重要文化財に指定されたいとの依頼でございます。この中に書いてございますけれども、旧脇村邸を建築基準法の適用除外とするために、市指定文化財にしてほしいということです。それはどういう意味かと申しますと、建築基準法の適用を除外するというのは、集客施設でございますので、防火設備の設置を当然にして要するわけなんです。建築基準法の適用除外を受ければ、この防火設備の設置を要しないということになります。その建築基準法の適用除外を受けるためには、市指定重要文化財に指定されるということが要件だということから、6月末までに指定されたいということで依頼を

受けました。

文化財担当といたしましては、端的に言いますと、市の重要文化財に指定した結果、建築基準法の適用除外があるというのわかりますが、こういう話ですと本末転倒の依頼ではないかというふうに思われます。また、市重要文化財に係る手続といたしましては、神奈川県が平成9年度から11年度にかけて調査した神奈川県の近代和風建築物というのがございます。このリストに逗子市においては旧脇村邸を含めまして91件掲載されております。また、近代洋風建築物というのが2件ございまして、その他逗子市史に掲載された近世社寺建築物、これが19件、都合112件ございます。この中から唐突に旧脇村邸というふうなお話になっているわけですが、私どもといたしましてはこれらの112件の建築物の現状がどうなっているかをまずしっかり把握した上で、さらに詳細に調査をして、候補を選んで、その中から市指定文化財の候補になるようなものを専門家の目を入れた中でピックアップしまして、それを文化財保護委員会に諮問すると、そういう手続が必要だということを私どもは考えております。

それで、その調査なんです、調査に関しましては調査だけで2年ほどかかります。それとあと諮問等、あるいは所有者との同意、そういうもろもろの経過すべて含めまして、2年9カ月ほど、これは最短の決定までに至る一般的な手続の方法として考えております。ですから、時期的に言って今年の6月末までに指定するというふうな、こういう期間の中で指定するのは非常に困難であるということで、市長への回答、依頼に対しまして、別紙のとおり回答文案をつくりました。この中身について御意見をいただいて、御承認いただきたいと思っております。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。では、本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

今、市指定の建造物ですか、重要文化財って何件ぐらいあるんですか。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

住居としての建築物としてはございません。市指定の重要文化財で19件というのは、大体が神武寺が持っているやぐらですとか、それから鎌倉時代につくられた陶磁器ですとか、あと絵画ですね、あるいは仏像彫刻、そういうもので、住居としての建築物は一切ございません。

村松委員

これ、調査するにしても、かなり経費がかかりますよね。この脇村邸が建造物として市重要文化財に指定でき得ることに対して、果たして指定でき得るかどうか。かなり見通しがきついであれば、調査すること自体も膨大な経費がかかるわけだから、結果的にむだになりますよね。その辺の判断はどう考えてますか。やってみなければわからない。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

実はこれ、過去に脇村邸を買い上げるという段階で一度結論が出ております。市指定文化財にするのは、かなり厳しいのではないかと。それと、これは文化庁の方で決定するものですが、もう少し緩やかな登録文化財であれば実際に改修をして、しかも利用することができるということでは、登録文化財が向いているということで、それについて検討を進めるということやってきたんですね。それが急にこういうふうな話になったので、どうしてかなといったら、建築基準法の適用除外を受けたいから何としてでも市指定文化財にしてほしいというような、かなり変則的な依頼で、私たちも困惑したということなんです。

村松委員

結局、登録文化財として、恐らく市指定は難しいからということでやったわけですね。結局、消防施設とか体験学習とか、集客をやるためには当然そういった防火施設って必要ですよ。これをやるに、どのくらいかかるんですか。防火。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

防火設備だけにいくらかかるかというような計算というのは、今、出てないと思いますけれども、当初あそこを設計、建築した会社がございまして、現在の清水建設なんです。そちらの方のNPOで計算していただいたのでは、改修費が一番安いといったら語弊があるんですけども、8,000万円ぐらいできると、その中に防火設備が入っているかどうかというのは、ちょっと私もわからないんですけども。

村松委員

結構厄介な問題になっていると思うんですが。買ったはいいいけど、どうやって使ったらいいか。当然重要文化財になれば、手を加えられなくなりますよね、そんな簡単には。手を加えられないということは、そこに市民が集まっているいろいろなことをできなくなってくると思うんですね。重要文化財ということになると。ということは、建築物そのものを観光目的とか何かに使う以外、手はなくなるだろうということになりますよね。ということは、この脇村邸を買ったこと自体、問題になってくるということになるわけですね。ですから、ちょっと厄介な問題がいろいろ出てくるんじゃないかと。だから、調査して重要文化財

になるということが困難ということがわかっていたら、逆にもう一回この脇村邸をどう使っていて、どうするのかという基本的なところへ戻って考えた方がいいんじゃないかと思うんですけども。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

それで、体験学習施設として使うということと、市指定文化財というのは相いれないということで、これは非常に矛盾しているんじゃないかということで、この間の1月16日に調整会議がありまして、その席で言ったんですけども、登録文化財として検討していくということでは、ある程度合意が得られたというような状況で、市長名で出てきた依頼文に対して、こういう回答でやるということでは、ある程度調整がついているような状況ではあるんですけども。

小島委員長

他の委員、いかがですか。

五十嵐委員

現状で脇村邸の用途については、図書館の分館として利用するというのでよろしいわけなんですか。現状としての用途を教えてくださいませんか。

竹内生涯学習課主幹（文化財保護担当）

図書館分館ではなくて、今の段階では体験学習施設の全体の中で、古文書の保管、それと閲覧する場所を一部確保してほしいということで、私どもは申し入れをしております。施設全体としては体験学習施設として環境部の方で考えているわけですけども、そこに建物に付随して大きな書庫がございまして、その書庫は私どもの方で古文書等の書類を入れることで全部使わせていただくということでは申し入れをしております。

五十嵐委員

それにしても、お金も払って購入するものでしょうし、使い道のあるものにしていくということは、方向性は変わらないのではないかと思うんですけども。その意味でやはり国の登録文化財という方向で御検討なさった方がよろしいんじゃないかなと思いますけれども。ですから、回答文案で私はよろしいんじゃないかなと思います。

小島委員長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

村松委員

この際、市の持っている建築物を、かなり調査していくということについては、ある意味

できっかけになるといいと思うんですね。ですから、それを調査をして、市にどういった建造物が、さっきおっしゃったようなのがあって、どういう価値があるかということは、調査をすることについては問題はないし、そういう方向で、むしろ脇村邸をどうこうするよりも、むしろ逗子全体のそういったものを調査すると。脇村邸を重要文化財にするために調査するんじゃないで、調査をして逗子にどういう財産があるかというところで基本的合意をしておかないといけないのではないかと。僕はそう思うんだけどね。

小島委員長

ありがとうございました。では、今後の方向性もいろいろ御意見をいただいたわけですが、当面このきょうはこの点に関しまして、12月20日に前市長から出された依頼に対しましては、御用意いただきましたこの別添の資料のように回答させていただくということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、この資料のように回答させていただくことに決定をいたしました。

日程第5「その他」

小島委員長

続きまして「その他」についてを議題といたしますが、議事として何かございますか。

倉地学校教育課長

それでは、初めに平成19年度の2学期制について御報告をさせていただきます。これまで平成19年度完全実施を目指し、平成17年度・18年度の2年間にわたり2学期制の試行を実施してまいりました。この間、教育委員会事務局といたしましても、教育課程担当者会、校長会議、逗P連との懇談会、保護者や先生方へのアンケートをはじめ、さまざまな機会をとらえて2学期制への取り組みを進め、それぞれの立場の方々の意見等も伺い、定例教育委員会の中でもその都度報告をしてまいりました。

そこで、これまでの教育委員会における各委員さんからの意見、またこれまでの学校の取り組みや多くの方々のご意見、反応を踏まえ、平成19年度につきましてこれから述べるような形で2学期制を推進していきたいと考えておりますので、まず御報告をさせていただきます、御了解のほどお願いを申し上げます。

1つ、平成19年度は、もう1年間試行をさせていただきたい。この1年間、さらに2学

期制の準備を進め、課題解決し、保護者・市民の理解を深め、平成20年度の本格的な実施を目指していきたいと考えております。

また2点目として、秋休みにつきましては、秋休み自体の社会的な認知度が十分に高まり、子供たちに対するこの期間の受け皿が充実するまで、平日を含んだ設定を見送り、体育の日を含めた公休日のみを前期・後期の区切りとしての休みとしたいと考えております。

以上2点にわたりましての考えに至りました理由、次の点でございました。まず1つ目としまして、大きな理由としてですが、2学期制につきましては、この試行の中で十分に保護者・市民・教職員の理解が深まっていないということが挙げられます。この2年間の試行の中で、各学校では会議や研究会を重ね、さまざまな取り組みをしていただきましたが、保護者・市民には2学期制になって学校がどのように変わり、子供たちにとってどのような効果があったのかが実感として認識されてないのではないかと。これは2学期制の試行の取り組みについての私ども教育委員会事務局自体のPR不足であったことや、また学校によっては試行期間のそれぞれの取り組みについて説明責任を十分果たせなかったということが挙げられます。

また、秋休みについてですが、先ほど述べましたように、現段階では秋休み自体の社会的な認知度がまだまだ十分でなく、学期の区切りのために10月の連休に夏休みを割愛して何日か休みを付け足して、子供たちの気持ちを切りかえた。そのことにつきまして、保護者の生活そのこと自体が、保護者自体がお休みでなく、また小学校の子供たちの受け皿等が十分整備されていない現状、さらに夏休みと違いまして、気候的にも穏やかで、学習あるいは学校生活に適した時期でもあることから、次年度の部分につきましては秋休み導入をしないということでございます。

来年度1年間の課題解決に向けてどうあったらいいかということで、これまでの教育課程担当者会におきましても、各学校の実態に基づき、課題の整理、その解決に向けて話し合い、取り組みの情報交換を実施してまいりましたが、各学校それぞれが課題を解決していくために、重点化した取り組みをできるよう、教育委員会としましても支援してまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、教育委員会事務局といたしましても、その理解が深まり、そのよさが広く認識されますよう、他市の状況の資料提供、あるいはPTAや学校評議員さんなどの会合での充実した形での説明会、あるいは市民の方々への啓発、あるいは学校施設・設備あるいは学校環境の改善等々取り組んでまいりたいというようなことを考

えました。

以上をもちまして、平成19年度2学期制に向けての部分、1年間の試行をよろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

2点目なのですが、2点目の報告といたしまして、平成19年度以降の学校給食の実施回数と学校給食費の改定について御報告をさせていただきます。現行、月額3,700円を徴収いたしまして、年間184回の給食提供を行っておりますが、保護者からの給食回数増の要望や、授業時間を増やし豊かな教育課程の編成、実施を目指して給食回数184回から186回へ2回増を計画いたしました。それに伴い、給食費月額50円値上げをいたしまして、現行3,700円から3,750円とするものです。給食の実施回数及び給食費の改定につきましては、逗子市学校給食会に審議要請を行い、その審議結果をいただき、それをもとに事務局として検討を加え完成したものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について何か御質疑、御意見ございますか。

村松委員

前々から2学期制についてはね、やはり慎重にやった方がいいということはずっと言ってきたんですが、特に先生方あるいは保護者との考え方、意見を聞いてですね、本当に2学期制がいいのかどうかということ、やっぱりしっかりと検証していく必要があるということ言ってきたんですが、結果として今年踏み切るということでなくて、もう1年延期して慎重に検討していこうということについては、大変結構なことだというふうに思います。したがって、これは前から言っていますように、先生方とか保護者の理解が得られなければ、単なる教育委員会あるいは指導だけで、PRだけで、2学期制がいいということにはならないと思うんですね。したがって、そのあたりの努力をさらにして、先生方に送り返していただくと同時に、保護者にもしっかりと理解していただくというところで、実施に踏み切った方がいいというふうに思います。そういった意味では、1年して、もう一回それをきちっと検証していこうということについては、賛成いたします。

五十嵐委員

私も、もう1年試行ということで、本当に大変評価できる御判断かなというふうに思います。これについて教育長のお考えを少しお聞かせいただければなと思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

村上教育長

私といたしましては、2年前、3年前から2学期制を先進都市の研究成果あるいは基本的な考え方について情報を収集する中で、十分研究してまいりました。そういう中で、教育委員にも絶えずその進捗については情報提供しながら、2年間をもって、それから試行をもって実施して参りました。教育課程の検討委員会というものを、2学期制実施に向けた性格を持った会議として、教頭及び教育課程の担当者を交えながらやってまいりました。ただ、2年間進んで、今回の判断は、いいだろうというふうに思います。なぜかという、3学期制、2学期制のそれぞれの持つよさというものの検討・検証結果が、中学校ではある程度出ながらも、小学校から出たものについては、全く現場の検討が薄いと私は感じております。だからこそ、まだ保護者あるいは先生方をはじめとする保護者、市民の理解が足りなく、いわゆるそのことについては、本当に2学期制がこういうことで有効なんだということのアピールを、もうちょっとしなければいけないし、それから3学期制がいいという意見もたくさんあります。しかし3学期制のよさを2学期制にこういう形で生かせる。そしてまた2学期制のよさをさらにこういうことで伸ばせるというものをもう少し明確にしながら進めていただければ、理解してもらえない状態というのを払拭できないと思います。そういう点では、今、課長が話したとおり、双方丁寧な検証とともに理解を求める努力していかなければならないというふうに考えております。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。では、ただいまの2学期制とあと給食などに関する御報告をいただきました。ほかに何か議事としてありますでしょうか。

矢島生涯学習課長

それでは、逗子市文化振興条例（仮称）検討委員会の報告及び手づくり絵本コンクールの結果について御報告をさせていただきます。

逗子市文化振興条例策定検討委員会より、文化振興条例の素案が報告されましたので、抜粋資料により御説明させていただきます。逗子市文化振興条例（仮称）検討委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき、委員8名による御審議をいただきました。会議経過につきましては、平成17年11月に第1回目を開催し、昨年6月に市民の方33人の参加をいただいた逗子の文化フォーラムを含め、13回会議を開催し、逗子市文化振興条例の素案を御報告いただきました。今後につきましては、2月1日から3月2日までパブリックコメントを募集し、広く皆さんの御意見をいただき、条例を制定していく予定でございます。

引き続き、逗子児童文学賞第3回2006年度手づくり絵本コンクールについて御報告をさせていただきます。11月の定例会において応募状況、今後のスケジュール等御報告をさせていただきます。専門選考委員会より本年度の受賞作品が決定されましたので、御報告をさせていただきます。お手元に受賞一覧が配付されていると思いますので、ごらんいただければと思います。一般の部、最優秀賞「チョモリーヌ」、兵庫県宝塚市の方でございます。中学生の部につきましては、本年度は該当はございませんでした。小学生以下の部につきましては、最優秀賞「たんこぶくん」、東京都狛江市の方で、9歳の方でございます。また、2月3日の土曜日、市民ホールにおきまして2時から3時半まで、専門委員さん3人による鼎談並びに授賞式を行います。受賞作品につきましては、2月5日から2月9日まで市民ホールにおきまして展示をいたします。

先ほど御説明をさせていただきました最優秀賞2点、一般の部と小学生以下の部につきまして、きょうお持ちをさせていただきましたので、ごらんいただければと思います。以上でございます。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの件、いかがでしょうか。文化振興条例案と絵本コンクール、2点についてです。

村松委員

今の絵本ですけど、これ、市販はしているんですけど。してないんだね、値段は入ってないよね。

矢島生涯学習課長

市販はしておりません。

村松委員

これ、市販できないですかね。ということは、やっぱり逗子市の市民だけじゃなくて、広くね、かなりいい作品が集まっていると思うんですね。だから、どこか出版社で市販してくれるといいんじゃないかなというふうに思うんですが。難しい面もあるんですけども、いかがでしょうか。

矢島生涯学習課長

今、委員さんおっしゃられたような形のところで、非常にちょっと難しい部分があります。事務局の方でもその辺のところ考えておりますけれども、昨年度2005年度的最優秀賞につきましては、印刷をさせていただきます、県下の公共施設並びに小・中学校に配付をさ

せていただきました。

村松委員

これはブックスタートにも配っているんですか。赤ちゃんにも。

矢島生涯学習課長

はい、配っております。

小島委員長

ほかにいかがですか。特によろしいですか、ほかには。条例の件もよろしいですか。

それでは、ほかに議事として何かありますでしょうか。

では、ないようですので、以上でその他について終わります。

最後に次回の定例会ですけれども、次回は2月22日、木曜日、午後3時からを予定をしております。

これをもちまして教育委員会1月定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。